

平成26年度介護保険事業実施状況概要

1 要介護・要支援認定等の状況

(匝瑳市)

一般状況は次のとおりである。

(※当該年度12月31日現在)

区 分	平成26年度 (ア)	平成25年度 (イ)	比較 (ア－イ)
匝瑳市の人口 A	38,756人	39,235人	▲479人
内高齢者 (65歳以上)の人口 B	11,687人	11,393人	294人
高齢化率 (B/A)	30.16%	29.04%	1.12%
被保険者数 C	11,634人	11,345人	289人
要介護・要支援認定申請件数	1,588件	1,530件	58件
新規	418件	417件	1件
区分変更	101件	92件	9件
更新	1,069件	1,021件	48件
要介護・要支援認定者数 D	1,802人	1,745人	57人
(D/C)	15.49%	15.38%	0.11%
1号被保険者	1,751人	1,695人	56人
2号被保険者	51人	50人	1人
介護(介護予防)サービス受給者数 E	1,544人	1,445人	99人
(E/D)	85.68%	82.81%	2.87%
居宅介護サービス受給者数	1,026人	940人	86人
1号被保険者	988人	907人	81人
2号被保険者	38人	33人	5人
地域密着型サービス受給者数	158人	131人	27人
1号被保険者	157人	131人	26人
2号被保険者	1人	0人	1人
施設介護サービス受給者数	360人	374人	▲14人
1号被保険者	358人	372人	▲14人
2号被保険者	2人	2人	0人

2 介護給付費の状況

(12月利用分まで)

	平成26年度(ア)	平成25年度(イ)	比較 (ア－イ)
保険給付費総額	2,327,441,481円	2,231,019,424円	96,422,057円
()内は決算(見込)額	(2,792,929,777円)	(2,659,828,560円)	(133,101,217円)

(1) 介護サービス等諸費

ア 要介護認定者(介護1～介護5)への介護保険サービス給付費は次のとおりである。

区 分	平成26年度(ア)	平成25年度(イ)	比較 (ア－イ)
居宅介護サービス給付費	802,687,704円	721,267,332円	81,420,372円
地域密着型介護サービス給付費	272,661,378円	220,981,792円	51,679,586円
施設介護サービス給付費	909,264,293円	958,841,546円	▲49,577,253円
居宅介護福祉用具費	3,277,714円	3,017,664円	260,050円
居宅介護住宅改修費	3,770,110円	4,277,220円	▲507,110円
居宅介護サービス計画給付費	101,586,415円	92,945,925円	8,640,490円
合 計	2,093,247,614円	2,001,331,479円	91,916,135円

イ 一人あたりのサービス給付費

区 分	平成26年度(ア)	平成25年度(イ)	比較 (ア－イ)
居宅介護サービス給付費	1,029,087円	1,057,577円	▲28,490円
地域密着型サービス給付費	1,842,307円	1,826,296円	16,011円
施設介護サービス給付費	2,525,734円	2,563,747円	▲38,013円

(2) 介護予防サービス等諸費

ア 要支援認定者への介護保険サービス給付費は次のとおりである。

区 分	平成26年度(ア)	平成25年度(イ)	比較 (ア－イ)
介護予防サービス給付費	74,542,156円	72,671,580円	1,870,576円
地域密着型介護予防サービス給付費	7,221,879円	6,860,052円	361,827円
介護予防福祉用具給付費	764,027円	813,573円	▲49,546円
介護予防住宅改修費	2,529,584円	2,275,907円	253,677円
介護予防サービス計画給付費	10,811,500円	10,264,120円	547,380円
合 計	95,869,146円	92,885,232円	2,983,914円

イ 一人あたりサービス給付費

介護予防サービス給付費	303,017円	281,673円	21,344円
地域密着型介護予防サービス給付費	722,188円	686,005円	36,183円

(3) 審査支払手数料

介護報酬の審査支払について、千葉県国民健康保険団体連合会に委託し、手数料を次のとおり支払った。

区 分	平成26年度(ア)	平成25年度(イ)	比較 (ア－イ)
介護報酬請求総件数	35,112件	32,837件	2,275件
一件あたりの手数料	52円	58円	▲6円
審査支払額合計	1,825,824円	1,904,546円	▲78,722円

(4) 高額介護サービス等諸費

介護サービス、介護予防サービスを受け、居宅介護サービス提供事業者及び指定介護保険施設に一定額以上の一部負担金を支払った被保険者に対して、その額を超える金額について高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費を支給した。

	平成26年度(ア)	平成25年度(イ)	比較 (ア－イ)
金 額	36,251,098円	33,995,225円	2,255,873円

(5) 高額医療合算介護サービス等諸費

1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その自己負担の合計額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額について高額医療合算介護(予防)サービス費を支給した。

	平成26年度(ア)	平成25年度(イ)	比較 (ア－イ)
金 額	4,702,495円	4,101,812円	600,683円

(6) 特定入所者介護等諸費

入居者の居住費や食費は、利用者と施設との契約によることが原則となっているが、所得の低い利用者には負担限度額を設け、施設には基準費用額と負担限度額との差額を保険給付で支給した。

区 分	平成26年度(ア)	平成25年度(イ)	比較 (ア－イ)
特定入所者介護(介護予防)サービス費	95,545,304円	96,801,130円	▲1,255,826円

平成27年度匝瑳市介護保険特別会計予算(案)

歳 入

(単位:千円、%)

科 目	27年度予算額(A)	26年度 当初予算額(B)	増減額(C)	増減率 (C)/(B)×100
1 保険料	610,880	522,167	88,713	16.99
2 使用料及び手数料	1	1		0.00
3 国庫支出金	764,232	715,961	48,271	6.74
4 支払基金交付金	832,617	826,230	6,387	0.77
5 県支出金	441,285	432,579	8,706	2.01
6 財産収入	2	2		0.00
7 寄附金	1	1		0.00
8 繰入金	473,532	490,099	△16,567	△ 3.38
9 繰越金	5,000	5,000		0.00
10 諸収入	2,306	2,271	35	1.54
合 計	3,129,856	2,994,311	135,545	4.53

歳 出

(単位:千円、%)

科 目	27年度予算額(A)	26年度 当初予算額(B)	増減額(C)	増減率 (C)/(B)×100
1 総務費	91,380	83,470	7,910	9.48
2 保険給付費	2,963,216	2,837,911	125,305	4.42
3 財政安定化基金拠出金	1	1		0.00
4 基金積立金	2,037	1	2,036	203,600.00
5 地域支援事業費	57,920	57,626	294	0.51
6 公債費	1	1		0.00
7 諸支出金	5,301	5,301		0.00
8 予備費	10,000	10,000		0.00
合 計	3,129,856	2,994,311	135,545	4.53

平成27年度介護保険給付費予算(案)

(単位:千円)

科 目		27年度予算額	26年度予算額	増減率
介護サービス等諸費	居宅介護サービス給付費	1,008,000	911,000	10.65
	特例居宅介護サービス給付費	1	1	0.00
	地域密着型介護サービス給付費	414,000	280,000	47.86
	特例地域密着型介護サービス給付費	1	1	0.00
	施設介護サービス給付費	1,100,000	1,230,000	△ 10.57
	特例施設介護サービス給付費	1	1	0.00
	居宅介護福祉用具購入費	5,000	5,000	0.00
	居宅介護住宅改修費	6,000	6,000	0.00
	居宅介護サービス計画給付費	124,000	118,000	5.08
	特例居宅介護サービス計画給付費	1	1	0.00
	合 計	2,657,004	2,550,004	4.20
介護予防サービス等諸費	介護予防サービス給付費	110,000	87,000	26.44
	特例介護予防サービス給付費	1	1	0.00
	地域密着型介護予防サービス給付費	11,000	10,000	10.00
	特例地域密着型介護予防サービス給付費	1	1	0.00
	介護予防福祉用具購入費	1,200	900	33.33
	介護予防住宅改修費	4,000	3,000	33.33
	介護予防サービス計画給付費	14,205	13,000	9.27
	特例介護予防サービス計画給付費	1	1	0.00
	合 計	140,408	113,903	23.27
その他諸費	審査支払手数料	2,400	2,400	0.00
高額介護サービス等諸費	高額介護サービス費	43,300	43,000	0.70
	高額介護予防サービス費	1	1	0.00
	合 計	43,301	43,001	0.70
高額医療合算介護サービス等諸費	高額医療合算介護サービス費	5,000	4,500	11.11
	高額医療合算介護予防サービス費	1	1	0.00
	合 計	5,001	4,501	11.11
特定入所者介護サービス等諸費	特定入所者介護サービス費	115,000	124,000	△ 7.26
	特例特定入所者介護サービス費	1	1	0.00
	特定入所者介護予防サービス費	100	100	0.00
	特例特定入所者介護予防サービス費	1	1	0.00
	合 計	115,102	124,102	△ 7.25
保険給付費合計		2,963,216	2,837,911	4.42

平成26年度地域包括支援センター事業状況

1. 介護予防

(1) 予防給付対象者のケアマネジメント

① 月別要支援認定件数

認定月	要支援認定者(介護保険新規申請者)				サービス利用者 (サービス利用率)	
			要支援1	要支援2		
4月	31	(6)	19	12	23	(74%)
5月	38	(12)	21	17	25	(66%)
6月	42	(13)	32	10	25	(60%)
7月	44	(8)	24	20	35	(80%)
8月	29	(15)	21	8	26	(90%)
9月	45	(18)	28	17	40	(89%)
10月	49	(14)	34	15	32	(65%)
11月	35	(13)	20	15	23	(66%)
12月	26	(8)	12	14	20	(77%)
1月	36	(5)	20	16	29	(81%)

○ 要支援者実人数

(平成27年1月末現在)

要支援1	235
要支援2	164
計	399

② 介護予防支援介護給付 月別給付管理数

サービス 利用月	給付管理数			
		地域包括	委託	委託率
4月	259	99	160	62%
5月	261	106	155	59%
6月	270	109	161	60%
7月	259	107	152	59%
8月	259	109	150	58%
9月	245	99	146	60%
10月	253	102	151	60%
11月	245	99	146	60%
12月	250	101	149	60%
1月	250	101	149	60%

(2) 二次予防事業 ※1

① 二次予防事業の対象者把握

日常生活圏域ニーズ調査と併せて基本チェックリスト実施

基本チェックリスト実施者数	7,010
二次予防事業対象者数	2,506

※1 二次予防事業とは…

＜対象＞要介護状態等となるおそれの高い65歳以上の高齢者

＜目的＞要介護状態となることを予防すること

② 二次予防事業(介護予防教室)実施状況(H27年1月末現在)

分野	場所	頻度	参加人数	内容
複合型	のさかアリーナ 春コース	2週に1回×6ヶ月	12	ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動、栄養指導、唾液腺マッサージ、口腔体操、個別相談など
	保健センター 秋コース		20	
運動	九十九里ホーム病院	週1回×3ヶ月	6	ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動、など

(3)一次予防事業 ※3 (平成27年1月末現在)

※3 一次予防事業とは...

<対象>65歳以上の高齢者すべて

<目的>地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施されるような地域社会を目指す。

介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する育成・支援を行う。

①介護予防教室

○いきいきげんき倶楽部(複合型介護予防教室)

	飯高	若潮町	和田	希望の里	西小笹
認知症予防	34	13	—	—	—
消費者被害	25	11	12	9	28
口腔ケア	34	10	—	—	—
栄養	29	8	14	—	30
運動①	20	11	10	13	24
体操①	—	—	9	14	25
体操②	—	—	12	14	23
復習会①	—	—	—	—	20
復習会②	—	—	—	—	—
計	実49／延142	実13／延53	実19／延57	実28／延50	実33／延150

○はつらつ教室(介護予防運動教室)

場所	参加者数(延)	回数	内容
公民館	272人	9/各11回	ストレッチ、有酸素運動、筋力トレーニング
のさかアリーナ	94人		

○脳若返り教室(認知症予防教室) 2月開催予定

②出前教室

月日	内容	対象	人数
H26.5.10	認知症について	退職公務員	28
H26.9.17	介護予防について	椿シニアクラブ	30
H26.10.10	介護予防について	今泉浜シニアクラブ	45
H26.10.29	介護予防について	シニアクラブ連合会女性委員	80
H26.12.14	高齢者の健康について	小高シニアクラブ	18

③介護度重度化防止事業

		介護度重度化防止推進員		はつらつ支援ボランティア	
役割		地域における出張介護予防教室の講師		教室への勧誘、教室補助など	
養成	人数	2人		5人	
	研修	<実施主体>	千葉県	<実施主体>	匝瑳市
		<期間>	H26.7～8月 3日間	<期間>	H26.11月 1回
		<内容>	・高齢者の特徴 ・介護予防の必要性(講義、演習) ・推進員としての心構え	<内容>	・高齢者の特徴 ・介護予防の必要性(講義、演習) ・今後の活動
活動状況		各いきいきげんき倶楽部や出前教室に1～2人を派遣している。			

④普及啓発

・介護支援だより「いきいき」の発行(年2回)

(平成26年10月発行分は、認知症支援ボランティアの活動、徘徊の捉え方と地域での見守りについての記事を掲載。第2回目は平成27年3月発行予定。)

2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

①ケアマネジメント支援（H27年1月現在）

●相談者（人）

介護支援専門員	90
サービス事業者	6
主治医	1
民生委員	1
家族	4
利用者	0
関係機関	0
その他	0
合計	102

●相談内容（重複あり）（件）

ケアマネジメント	85
社会資源紹介	5
主治医連携	13
虐待防止	24
対人援助技術	20
制度説明確認	29
個人悩み相談	2
同行訪問	15
困難ケース	49
家族支援	35
合計	277

②介護支援専門員連絡会（在宅）

年月日	内容	参加人数
H26.06.10	高齢者に認められる精神症状	49
H26.06.13	対人援助のためのミニミニ心理学	38
H26.09.10	知っておきたい検査データの基礎知識	46
H26.10.03	事例検討会	40
H26.10.16	皆で知ろうサービス	54
H26.10.24	対人援助のためのミニミニ心理学	41
H26.11.12	成年後見制度等相談事例	37
H26.12.10	在宅での看取り	50
合計		314

③介護支援専門員連絡会（施設）

年月日	内容
H26.06.19	各施設の検討課題
H26.10.09	各施設の検討課題
H27.03.05	振り返りと次年度の計画（予定）

④ひとり体制介護支援専門員相談会

年月日	内容
H26.05.15	ケース検討・情報交換
H26.07.17	〃
H26.11.20	〃
H27.02.19	〃

⑤地域ケア会議（個別ケース）

年月日	内容
H26.04.25	認知症、消費者被害に関すること
H26.07.30	独居生活のサポート体制に関すること
H26.10.10	在宅サービスの調整に関すること
H26.11.21	認知症、消費者被害に関すること
H26.12.17	身元引き受けに関すること
H27.01.22	在宅サービスの調整に関すること
H27.02.02	金銭管理、身元引受に関すること

⑥地域ケア会議（地域課題）

年月日	内容	参加機関・団体	参加人数
H26.06.17	連携推進員会議（医療と介護）	医師会、サービス事業者、ケアマネジャー、行政	19
H26.08.26	医療と介護の連携会議	医師会、サービス事業者、ケアマネジャー、行政	74
H26.07.04	介護保険事業者連絡会	サービス事業者、行政	55

⑦認知症支援

年月日	内容	参加機関・団体	参加人数
H26.11.11	多職種協働講演会	医師会、サービス事業者、ケアマネジャー、病院、行政等	85
H27.03.10	多職種協働グループワーク	医師会、サービス事業者、ケアマネジャー、病院、行政等	

3. 総合相談（平成27年1月末現在）

○相談形態別 延件数 (件)

電話	324
来所	128
訪問	282
その他	48
合計	782

○相談者

(人)

本人	237
家族	218
行政機関	40
民生委員	37
医療機関	85
介護保険サービス機関	114
専門機関	19
その他	32
合計	782

○相談内容(重複あり)

(件)

介護保険関係	213
福祉サービス	62
介護(在宅介護、認知症の介護等)	62
所得・家庭生活	38
施設入所	66
医療関係	171
苦情相談	1
権利擁護	76
実態把握	294
介護用品	2
支援方針	59
生活全般	119
その他	32
合計	1195

○実態把握訪問

在宅介護支援センターと協働し、地区担当制にて訪問活動を実施した。

戸別訪問は75歳以上のひとり暮らし及び80歳以上の高齢者世帯で介護保険サービス未利用の方を対象としたほか、個別に情報が寄せられたケースについて随時訪問し把握、相談支援を行った。

○在宅介護支援センターとの連絡会（偶数月開催）

【議事内容】・新規相談者や実態把握訪問状況の報告・個別ケース検討

- ・介護支援だより「いきいき」の記事検討
- ・出前教室への参加について
- ・認知症サポーター養成講座について
- ・消費者被害相談情報について等

○民生委員児童委員との連携

民生児童委員定例理事会への参加

- ・地域包括支援センター各種事業について情報提供、連携
- ・情報の共有等

○障害福祉部門との連携

匝瑳市障害者自立支援協議会「スタッフ会議」への参加

4. 権利擁護

- ・個別相談支援
- ・市の消費者行政担当(消費生活専門相談員)との情報交換
- ・関連制度の周知(パンフレットの配布等)
- ・高齢者SOSネットワーク事業への協力
- ・認知症サポーター、認知症ジュニア・サポーター養成講座の開催
(認知症の正しい理解に向けての働きかけ)
- ・認知症カフェの開催
- ・認知症支援ボランティアの養成
- ・消費者被害防止のための啓発
- ・成年後見制度関連会議への参加と情報交換、共有
- ・研修会の開催(成年後見制度)

○認知症サポーター養成講座

(人)

月日	対象	サポーター数
H26.6.5	若潮町地区高齢者	13
H26.6.27	飯高地区高齢者	35
H26.7.23	ワタミタクシヨク	8
H26.11.13	千葉興業銀行八日市場支店	5
H26.11.14	千葉興業銀行八日市場支店	4
H26.12.4	匝瑳市民病院リハビリテーション科	9
H26.12.4	匝瑳市商工会	21
	合計	95

○認知症ジュニア・サポーター養成講座

(人)

月日	対象	サポーター数
H26.6.17	平和小学校	58
H26.11.17	八日市場小学校	136
H27.1.15	八日市場第二中学校	144
H27.1.20	椿海小学校	78
	合計	416

○消費者被害防止のための啓発(消費生活センターの消費者問題出前講座を活用)

月日	対象(いきいきげんき倶楽部参加高齢者)	参加者数
H26.10.2	いきいきげんき倶楽部(西小笹)	28
H26.10.2	いきいきげんき倶楽部(若潮町)	11
H26.10.9	いきいきげんき倶楽部(希望の里)	12
H26.10.9	いきいきげんき倶楽部(和田)	9
H26.10.24	いきいきげんき倶楽部(飯高)	25
	合計	85

平成27年度計画の概要

匠瑳市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、必要に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを適切に提供する「地域包括ケアシステム」を構築していきます。

1. ネットワーク構築

- 医療と介護の連携、認知症施策の推進に向け、多職種協働による支援体制を構築していく。
- 地域に潜在している問題を住民自らが早期に発見し、地域包括支援センターにつなげることができるよう、地域に密着した相談機関としての仕組みを築いていく。
- 権利擁護ネットワーク体制確立への働きかけをしていく。
- 自らの健康保持増進に努め、小地域での支えあいや予防活動を住民が主体的に取り組めるよう働きかけていく。
- 個別課題や地域のニーズに対応する地域ケア会議を活用し、総合的、重層的なサービスネットワークを構築する。
- 地域に出向く機会を多くし、住民や関係者から介護予防や生活支援の課題について把握し、協働の地域作りに向けて連携をしていく。

2. 総合相談支援

（高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。）

①窓口としての周知・啓発

- ・市報やホームページによる周知・啓発を行う。
- ・地域に出向く事を通して、相談窓口の周知を図り、相談がつながりやすい仕組みを築いていく。
- ・行政内の他部署や専門相談機関、地域団体と連携し、途切れることのない相談対応をしていく。

②高齢者や地域の実態把握

- ・戸別訪問のほか、地域の実情を把握している機関と連携し、効果的・効率的な実態把握を実践する。
- ・地域ケア会議や地域に出向く機会等を通じて、地域の実情を把握し、課題解決に向けて調整を図る。（地域ケア会議の活用）

③在宅介護支援センターとの連携

- ・定期的に連絡会を開催する。
- ・在宅介護支援センターと協同して、介護予防や介護に関する情報を市報やホームページ等で発信していく。
- ・個別相談や実態把握訪問に協同して取り組み、早期解決に向け連携を図る。

3. 権利擁護

(虐待の防止など高齢者の権利擁護に努める。)

① 高齢者虐待・消費者被害発生予防

- ・地域活動団体や相談機関、消費生活専門相談員、介護保険関連事業者等の関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努める。
- ・リーフレットの配布や出前講座等を活用し、高齢者虐待に関する正しい理解や成年後見制度等、関連する制度を含めた啓発活動を行う。
- ・地域の高齢者が消費者被害にあわないために自ら問題意識を高められるよう啓発する。
- ・介護支援専門員や介護保険関連事業者、民生委員児童委員等、支援者向けの研修を行う。

② 個別相談対応の充実

- ・関係する機関や担当者との協議支援体制を整え、円滑な支援を行う。
- ・高齢者虐待や消費者被害において、発見しやすい立場にある介護保険関連事業者よりの確かな情報提供が得られるよう働きかけ、迅速な対応を行う。
- ・支援困難事例について、地域ケア会議を活用し、解決に向けた支援を行う。
- ・複雑、多様化する相談内容に対応するため、外部研修に参加し相談能力の強化を図る。

③ 認知症高齢者支援

- ・幅広い世代に向けた認知症理解を図る為に、認知症サポーター養成講座・認知症ジュニアサポーター養成講座を開催する。
- ・高齢者SOSネットワーク事業への協力をしていく。
- ・本人や介護する家族が集う場として、認知症カフェを開催する。

④ 成年後見制度の利用支援

- ・制度についての理解が浸透するよう、普及・啓発を行う。
- ・制度の活用に向け担当部局と連携し、必要と認められた際には市長申立てを含めた申立て支援を行う。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。)

① 包括的、継続的なケア体制の構築

- ・医療と介護の連携会議をはじめとする地域ケア会議を開催し、地域課題の拾い上げや解決策を検討する。
- ・介護保険事業者連絡会の活動を支援する。

② 介護支援専門員に対する支援

- ・日常的な個別支援や相談に対応する。
- ・ひとり体制の居宅介護支援事業所の介護支援専門員同士の情報交換会を行い、孤立化や意欲の低下を防ぐ。
- ・主任介護支援専門員や専門職と協働で事例検討会を行い、困難ケースや医療ニーズのあるケースについて具体的な支援方針や助言等を行う。

③特定事業所との連携

- ・隔月で定期的な連絡会を開催し、困難ケースをはじめとする情報交換や支援方針の話し合いをする。

5. 介護予防

①一次予防事業

- ・介護予防についての普及啓発を図っていくために、参加しやすい身近な地区における介護予防教室（いきいきげんき倶楽部）や、介護度重度化防止推進員、はつらつ支援ボランティアによる出張介護予防教室を拡大していく。
- ・介護予防の普及啓発の拡大に向け、はつらつ支援ボランティア等の介護予防に資する人材の育成に取り組む。

②二次予防事業

- ・全地区対象の日常生活圏域ニーズ調査と併せて、二次予防事業対象者を把握し、未回答者へは訪問により把握していく。
- ・運動・口腔・栄養等を合わせた複合型プログラムでの介護予防教室を実施する。
- ・教室終了後も参加者を支援し、自宅での取組が継続できるようにする。

③介護予防給付のケアマネジメント

- ・所内の検討会や研修会に参加し、スキルアップを図ることで効果的な介護予防ケアマネジメントを展開していく。
- ・委託先である居宅介護支援事業所との連携を強化し、適切なケアマネジメントを行っていく。
- ・介護予防に効果的なサービスの充実に向け、サービス提供事業者と連携を深めていく。

介護予防給付ケアマネジメント業務委託事業所(案)

	事業所名	備考
1	ニチイケアセンター八日市場	
2	居宅介護支援事業所すずらん	
3	九十九里ホーム居宅介護支援事業所	
4	九十九里ホーム山田居宅介護支援事業所	
5	在宅介護支援センター太陽の家	
6	匝瑳市社会福祉協議会	
7	ケアスタッフ八日市場	
8	楽天堂居宅介護支援事業所 匝瑳	
9	居宅介護支援センター花園	
10	ケアプラン彩雲	
11	居宅介護支援センター ウノザワ	
12	やすらぎ園在宅介護支援センター	
13	やすらぎ園在宅介護支援センターひかた	
14	ヤックスケアセンター旭	
15	ケアプランみぎわ	
16	JAちばみどり居宅介護支援事業所	
17	あいの樹支援センター	
18	居宅介護支援センターこすも	
19	指定居宅介護支援事業所ゆうゆう	
20	第二松丘園居宅介護支援事業所	
21	横芝光町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	
22	総合ケアサービス	
23	居宅介護支援センターおたがいさま	
24	多古特別養護老人ホームケアプランセンター	
25	居宅介護支援事業所トマト	
26	ヒバリ相談支援事業所	
27	ケアプランアシスト	
28	光楽園居宅介護支援センター	
29	ケアプランのさか	
30	ケアプランセンターあいの手	

	事業所名	備考
31	介護センター希望の里	
32	ケアプランふくろう	
33	アースサポート旭	
34	ロザリオ高齢者支援センター	
35	印旛居宅介護支援事業所 ほがらか	
36	居宅介護支援事業所 あじさい	
37	一宮居宅介護支援事業所	
38	指定居宅介護支援事業所 こ〜じ	
39	居宅介護支援事業所 アウル	
40	匝瑳市介護支援事業所 つばき	
41	たなべ在宅支援センター	
42	ケアスタッフ旭	新規(詳細事項参照)
43	楽天堂居宅介護支援事業所 成田	新規(詳細事項参照)
44	居宅介護支援事業所 木もれびの家	新規(詳細事項参照)

ケアスタッフ旭

サービス	居宅介護支援	事業所番号	1272000561
名称	ケアスタッフ旭		
所在地	〒 289-2504 千葉県旭市ニ2559-1		
法人の名称	株式会社 日本ヘルスケアステーション		
管理者名	佐藤 美香	苦情担当者	佐藤 美香
電話番号	0479-60-2943	FAX番号	0479-60-2941
メールアドレス			
サービス提供地域	旭市・匝瑳市・銚子市・香取市・東庄町		
サービス提供日時	平日(祝日含む)8:30~17:30		
定休日	土曜日・日曜日・年末年始(12月31日~1月3日)		
人員(資格)	・介護支援専門員1名(介護福祉士)		
併設事業所の 介護サービス	・訪問入浴		
サービスPR	ご自宅で自立した生活が出来るように適切なサービスを選択し、ご提案させていただきます。また、地域の関係機関との連携を密にしてご本人やご家族の介護の相談機関として努めております。		

楽天堂居宅介護支援事業所 成田

サービス	居宅介護支援	事業所番号	1271601245
名称	楽天堂居宅介護支援事業所 成田		
所在地	〒 286-0115 千葉県成田市西三里塚1-101 岩沢テナントA 2F 202		
法人の名称	株式会社 楽天堂		
管理者名	小川 俊恵	苦情担当者	小川 俊恵
電話番号	0476-85-8795	FAX番号	0476-85-8678
メールアドレス	cm-narita@rakutendo.net		
サービス提供地域	成田市・富里市・多古町・芝山町・匝瑳市・山武市・横芝光町		
サービス提供日時	月～金 午前9時～午後5時		
定休日	土曜日・日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)		
人員(資格)	・介護支援専門員 4名		
併設事業所の 介護サービス	・訪問介護事業所		
サービスPR			

居宅介護支援事業所 木もれびの家

サービス	居宅介護支援	事業所番号	1275100095
名称	居宅介護支援事業所 木もれびの家		
所在地	〒 289-2232 千葉県香取郡多古町喜多576		
法人の名称	株式会社 ウェルフェアムトウ		
管理者名	武藤 由紀	苦情担当者	武藤 由紀
電話番号	0479-74-8808	FAX番号	0479-74-8818
メールアドレス	kanmuto@aol.com		
サービス提供地域	匝瑳市・多古町・旭市・成田市		
サービス提供日時	火～土 8:30～17:30		
定休日	日曜日・月曜日		
人員(資格)	・介護支援専門員 1名		
併設事業所の介護サービス	民家型デイサービス(定員10名)の事業所と併設しています。		
サービスPR	小規模ですが、個別かつ柔軟な対応をこころがけています。利用者さんが安心してサービスを利用できるよう支援致します。		

平成26年度高齢者福祉サービス事業状況報告及び平成27年度事業計画について

平成26年度高齢者福祉サービスの状況

平成27年1月末

名 称	利用者数	対 象 者 (65歳以上)
■ 紙おむつ給付	295人	常時尿失禁状態のため、おむつが必要な方 * 要介護認定者
■ はり・きゅう・マッサージ利用助成	102人	70歳以上の在宅者
■ 寝具洗濯乾燥消毒サービス	19人	独居又は高齢者世帯で、寝具の衛生管理が必要な方
■ 配食サービス	10人	独居又は高齢者世帯で栄養管理と安否確認が必要な方
■ 訪問理容サービス	8人	身体不自由で理容所に出向けない方
■ 外出支援サービス	173人	医療機関受診にあたり車椅子又は寝台車によらなければ移動困難な方
■ ヘルパー派遣	12人	独居者等で、介護保険非該当であるが、介護者がなく日常生活に支障がある方
■ 緊急通報装置設置	109人	独居又は高齢者世帯で身体状況状況その他で緊急時に備える必要がある方
■ 生活管理指導短期宿泊	4人	独居者等で、一時的に身体機能低下し、体調や生活習慣等の調整が必要な方

※平成27年も引き続き、上記事業に取り組む予定です。

平成27年度地域支援事業予算(案)について

地域支援事業は、要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として行う事業です。

地域支援事業費の保険給付費に対する上限率

	26年度	27年度
地域支援事業 (介護予防事業) (包括的支援事業・任意事業)	3.0%	3.0%

財源構成

	介護予防事業	包括的支援事業・任意事業
国	25.0%	39.0%
都道府県	12.5%	19.5%
市町村	12.5%	19.5%
第1号保険料	22.0%	22.0%
第2号保険料	20.0%	—

(千円)

予算額

	26年度	27年度
	57,626	57,920
介護予防事業費	11,471	10,730
・二次予防事業対象者施策	5,538	2,206
・一次予防事業対象者施策	5,933	8,524
包括的支援事業	46,155	47,190
・地域包括支援センター費	14,819	15,366
・介護予防ケアマネジメント事業費	6,357	6,270
・総合相談事業費	4,263	4,257
・権利擁護事業費	697	790
・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	85	85
・任意事業費	19,934	20,422

※ 平成27年度主要事業概要(案)

二次予防事業

二次予防事業として、複合型の介護予防教室(運動器機能向上、口腔ケア向上、栄養改善)を開催する。

一次予防事業

介護予防普及啓発事業として、介護度重度化防止推進員を派遣し、各地区で介護予防教室を展開する。

○匝瑳市介護保険条例（抜粋）

平成 18 年 1 月 23 日

条例第 95 号

（運営協議会の設置）

第 11 条 法第 117 条の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項その他高齢者の保健福祉に関する重要事項を調査審議するため、匝瑳市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会は、必要があるときは、介護保険事業の運営又は高齢者の保健福祉に関して意見を述べることができる。

（運営協議会の組織）

第 12 条 運営協議会は、委員 16 人をもって組織する。

（運営協議会の委員）

第 13 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者
- (2) 介護認定審査会委員
- (3) 介護保険施設事業者
- (4) 居宅介護サービス事業者
- (5) 居宅介護支援事業者
- (6) 保健、医療又は福祉に関する学識経験者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

（会長等）

第 14 条 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第16条 運営協議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

○匝瑳市地域包括支援センター運営協議会規則

平成18年3月6日

規則第162号

(設置)

第1条 市は、匝瑳市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正性及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営の確保を図るため、匝瑳市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの設置、変更及び廃止に関する事。
- (2) センターの運営に関する事。
- (3) センターの担当する圏域の設定に関する事。
- (4) センターの介護予防事業の法人への委託に関する事。
- (5) センターの介護給付に係るマネジメント業務の居宅介護支援事業所への委託に関する事。
- (6) 地域密着型介護予防サービスに関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正性及び中立性を確保する観点から運営協議会が必要と判断した事項。

(事業評価)

第3条 運営協議会は、定期又は必要に応じ、次に掲げるセンターの運営事項に関する事業評価の協議を行うものとする。

- (1) センターが作成するケアプランにおいて、特定の事業者が提供するサービス等の偏りに関する事項
- (2) センターが作成するケアプランにおいて、提供するサービスの適正化に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と判断した事項

(組織)

第4条 運営協議会は、匝瑳市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）

の委員10人以内をもって組織する。

(会長等)

第5条 運営協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会の委員の任期とする。

(会議)

第7条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。